（案）

機　器　修　繕　契　約　書

新潟県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、機器修繕業務について、次の条項により契約を締結する。

（目的）
第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。
（１）業務の名称
排水処理装置修繕
（２）業務の内容
別紙仕様書のとおり
（３）実施場所
長岡市新産４丁目１番地14
新潟県工業技術総合研究所中越技術支援センター
（４）実施方法
乙は、業務を契約書及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）
第２条　業務の実施期間（以下「契約期間」という。）は、契約締結日から令和９年３月２６日までとする。

（修理費用）
第３条　業務の契約額（以下「修理費用」という。）は、次のとおりとする。
金　　円（うち消費税額　　円）

（契約保証金）
第４条　契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

（特許権等の使用）
第５条　乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（機密の保持）
第６条　乙は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

（損害の負担）
第７条　業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

２　乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（検査）
第８条　甲は、業務履行にかかる報告を受けたときは、業務の成果について検査を行うものとする。

２　乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

３　第１項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（修理費用の支払）

第９条　乙は、業務の成果が前条の検査に合格した後、修理費用の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に修理費用を乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第10条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

（１）乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

（２）乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

２　乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

第11条　甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに 該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行った場合において、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第１項及び第２項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（２）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第１項に規定する課徴金の納付を命じた場合において、行政事件訴訟法第 14 条第１項及び第２項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（３）乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（４）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。

（５）乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

２　甲は、前条第１項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

（１）その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

（４）その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

（６）下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

３　乙は、前２項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第12条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（費用の負担）

第13条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第14条　この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　月　日

新潟県長岡市新産４丁目１番地14

甲　新潟県

新潟県工業技術総合研究所中越技術支援センター

センター長　　中部　昇

乙